4　共同体としての資格及び審査　次に掲げる条件を満たさない共同体については、共同体としての資格がないと決定する。

⑴　組合せ　構成員の組合せは、次の条件に該当する者の組合せとするものとする。

ア　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

イ　装備施設本部長から測量・建設コンサルタント等業務の「環境等」に係る一般競争（指名競争）参加資格（以下「競争参加資格」という。）の決定を受けた者による組合せとする。それぞれが単体として沖縄防衛局に競争参加を希望していること。

ウ　沖縄防衛局長から指名停止を受けている期間中でないこと。

エ　競争参加者の資格に関する公示（平成24年10月26日付装備施設本部長公示）4⑵に該当しないものであること。

⑵　業務形態

ア　構成員の分担業務が、業務の内容により、共同体協定書において明らかであること。

イ　一の分担業務を複数の企業が共同して実施していないことが、共同体協定書において明らかであること。

⑶　代表者要件　構成員において決定された代表者が、共同体協定書において明らかであること。

⑷　共同体協定書　共同体協定書が、上記3⑴の交付場所において交付する所定の様式によるものであること。

5　競争参加資格の決定を受けていない者を構成員に含む共同体の取扱い　上記4⑴イの決定を受けていない者を構成員に含む共同体も上記2及び3により申請をすることができる。この場合において、共同体としての資格が決定されるためには、上記4⑴イの決定を受けていない構成員が上記4⑴イの決定を受けることが必要である。また、この場合において、上記4⑴イの決定を受けていない構成員が、当該業務に係る技術提案書の提出の時までに上記4⑴イの決定を受けていないときは、共同体としての資格がないと決定する。

6　資格審査の結果の通知　「資格審査結果通知書」により通知する。

7　資格の有効期間　上記6の共同体としての資格の有効期間は、共同体としての資格決定の日から当該業務が完了する日までとする。ただし、当該業務に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該業務に係る契約が締結される日までとする。

8　その他

⑴　共同体の名称は、「シュワブ（H26）陸域生物等調査○○・○○共同体」とする。

⑵　当該業務の受注者を特定する手続に参加するためには、技術提案書の提出の時において、共同体としての資格の決定を受け、かつ、当該業務の「公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示」（平成26年7月23日付支出負担行為担当官　沖縄防衛局長）に示すところにより技術提案書の提出者として選定されていなければならない。

競争参加者の資格に関する公示

佐賀大学（鍋島1）医病西病棟等改修その他工事に係る特定建設工事共同企業体（以下「特定JV」という。）としての競争参加者の資格を得ようとする者の申請方法について、次のとおり公示します。

平成26年7月23日

国立大学法人佐賀大学
学長　佛淵　孝夫

◎調達機関番号　415　◎所在地番号　41

○第1号

1　工事名　佐賀大学（鍋島1）医病西病棟等改修その他工事

2　工事場所　佐賀県佐賀市鍋島5丁目1番1号　佐賀大学鍋島1団地構内

3　工事概要　本工事は、佐賀大学医学部附属病院の西病棟（鉄筋コンクリート造、地上7階建、改修面積13,560㎡）の改修工事及び病棟等（鉄骨造、地上3階建、建築面積500㎡、延べ面積910㎡）増築の新営工事を施工するものである。

4　工期　平成27年10月1日まで

5　特定JV競争参加資格審査申請書の受付期間及び受付場所

⑴　受付期間　平成26年7月23日から平成26年8月19日までの日曜日、土曜日及び平成26年8月13日から平成26年8月15日を除く毎日、午前9時から午後5時まで（ただし、最終日の8月19日は午後1時まで。）。

⑵　受付場所　〒840―8502 佐賀県佐賀市本庄町1番地　国立大学法人佐賀大学環境施設部企画管理課総務主担当　電話0952―28―8969

6　特定JVの構成員の数及び資格要件等　次に掲げる条件を全て満たしている者により構成される特定JVであること。

⑴　国立大学法人佐賀大学契約事務取扱規程第3条及び第4条の規定に該当しない者であること。

⑵　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後に一般競争参加資格の再認定を受けていること。

⑶　文部科学省において建築　一式工事の一般競争参加者の資格（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定を受けた後に審査を受けた一般競争参加者の資格をいう。）を有し、「一般競争参加者の資格」（平成13年1月6日文部科学大臣決定）第1章第4条で定めるところにより算定した点数（一般競争（指名競争）参加資格認定通知書の記2の点数）が、共同企業体での参加の場合の構成員の代表者は1,190点（共同企業体の場合の構成員のうち代表者以外の構成員にあっては900点）以上であること。

⑷　平成11年度以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した次の基準を満たす新営工事又は全面的（床、壁、天井）な改修工事を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

①　単体又は共同企業体の代表者

㋐　建物用途　病院

㋑　建物規模　鉄筋鉄骨コンクリート造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造で、地上5階建て以上かつ延べ面積10,000㎡以上

②　共同企業体の代表者以外の構成員

㋐　建物用途　病院、校舎・研究施設又は庁舎・事務所

㋑　建物規模　鉄筋鉄骨コンクリート造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造で、地上2階建て以上かつ延べ面積5,000㎡以上

ただし、経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち1社が、上記①の施工実績を有し、その他の構成員は、上記②の施工実績を有すること。また、事業協同組合にあっては、事業協同組合としての上記①の施工実績を有すること。

⑸　建設業法（昭和24年法律第100号）上の建築工事業につき、許可を有しての営業年数が5年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が5年未満であっても同等として取り扱うことができるものとする。

⑹　構成員の数は、2社又は3社とすること。

⑺　結成方法は、自主結成とすること。

⑻　構成員の最小出資比率は、均等割の10分の6を下回らない範囲とすること。

⑼　代表者は、施工能力が最大で、かつ出資比率が構成員中最も高い者とすること。

⑽　共同企業体の代表者は、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

①　一級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、一級建築士の資格を有する者、技術士（技術士法による二次試験のうち、技術部門を建設部門とするものに合格した者）の資格を有する者又はこれらと同等以上の資格を有する者として国土交通大臣が認定した者であること。

②　平成11年度以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した次の基準を満たす新営工事又は全面的（床、壁、天井）な改修工事を施工した実績を有すること。

㋐　建物用途　病院

㋑　建物規模　鉄筋鉄骨コンクリート造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造で、地上5階建て以上かつ延べ面積10,000㎡以上